

社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 障害者デイサービス事業所運営規程
(基準該当事業所町登録)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する社会福祉法人茨城町社会福祉協議会障害者デイサービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者総合支援法（平成17年法律第123号、以下「法」という。）に基づく障害者デイサービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害者デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な障害者デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前3項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 障害者デイサービス事業所
- (2) 所在地 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1037 番地の 1

(サービスの内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 障害者デイサービス生活介護

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) サービス管理責任者 1名（兼務）

サービス管理責任者は、従業者の管理、障害者デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障害者デイサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うほか、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容の説明を行う。

- (2) 生活支援員 1名以上

デイサービス計画に基づき障害者デイサービスの提供に当たる。

- (3) 看護職員 1名以上

健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 調理員 1名以上

利用者に給食サービスの提供を行う。

- (5) 事務職員 1名以上

事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行うものとし、常勤又は兼務とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとし、事業者が特別に認めた場合について土曜日・日曜日を営業する。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時40分までとする。

(サービス利用者の特定)

第7条 事業所におけるサービス提供の主たる対象者は、町内に居住の障害者とする。

(利用定員)

第8条 各事業所のサービスの1日の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 障害者デイサービス生活介護は、2名とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、3か月間の平均実利用人員が定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

(サービスの内容及び利用者から受領する費用の額)

第9条 サービスの内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場合の利用者負担額については、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の1割の額で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

(1) 基本事業

①機能訓練

日常生活動作、歩行、家事訓練等

②社会適応訓練

会話、点字、生活マナー等

③更生相談

医療、福祉、生活の相談等

④介護方法の指導

家族及びボランティア等に対する介護技術指導等

⑤スポーツ、レクリエーション

在宅の障害者の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等の事業

⑥健康指導

健康チェック、健康相談

(2) 創作的活動事業

手芸、工作、絵画、書道、園芸等の技術援助及び作業

(3) 入浴サービス

一般浴、介護浴

(4) 給食サービス

食事の提供

(5) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

2 食費は、1日当たり500円とする。

3 その他、サービスの提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用でありその利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

4 第2項及び第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意(記名捺印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、茨城町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実地にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供したサービスに関し、法の定めるところにより町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待防止及び身体拘束に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止及び身体拘束の防止に関する責任者の設置及び、虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待及び身体拘束の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 階層別研修 随時

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護支援事業所等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

6 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年10月1日から施行する。
2. 「茨城町社会福祉協議会身体障害者デイサービス事業運営規程」(平成15年4月1日施行) 及び「社会福祉法人茨城町社会福祉協議会障害者福祉サービス事業実施要綱」(平成18年6月1日施行) は、平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から一部改正して施行する。